

泡盛關係

〔一〕琉球泡盛酒造組合長仲吉朝助より神山政良宛書簡
大正廿五年三月二十五日

拝啓時下陽春の候等々御清康に被為済候段奉慶賀候陳
は先年來当沖縄県經濟振興に關し格別の御高顧を辱ふし
殊に本県酒造税増税に對しては出港税制を施行される様
御尽力を賜し段奉深謝候同法案は去月衆議院を通過致し
今日無事貴族院通過の報に接し御同慶の至に不堪候茲に
不取敢感謝の意を表し度如斯に御座候

卷之三

琉球泡盛酒造組合長仲吉朝助

〔2〕酒造税準備預金撤廃ニ關スル陳情書

那霸税務署ニ於テハ酒類製造業者九拾二名（当組合員）ノ過半數タル五拾名ニ対シ徵稅保全ノ爲ト称シ毎月壹石當り貳拾円乃至參拾円ノ割合ヲ以テ先月ノ燒酎歳出高ニ応シ夫々強制的ニ銀行ニ預金スル制度ヲ施行サレ候が由來当地ニ於ケル酒類販売ノ商習慣タルヤ現金取引極メテ稀ニシテ殆ンド製品ノ受渡シ後五週間内外ノ延売ニテ殊ニ目下ノ経済状態ニテハ先月ノ売上ヶ金ヲ翌月迄ニ回収スル事能ハズサリトテ同預金ヲ貸行セザランカ査定用器ハ封ゼラレ自然営業ノ中止ニ逢ヒ當業者ノ最モ有利ナル副業養豚ノ飼料タル酒粕絶エルヲ以テ預金セシガ為ニ製品ヲ売り急ぎ結果勢ヒ酒価ノ強調ヲ保ツ事能ハザルノミナラズヤヤモスレバ乱売ニ流レ為メニ一般當業者ニモ累ヲ及ボシ殊ニ原料品ノ仕入レ等ニモ田滑ヲ欠キ益々々事業不振ニ陥リ斯業ノ發展ヲ阻害スル事鮮少ナラズ殊ニ

赤田町	一ノ三八
崎山町三ノ一	一ノ一九
崎山町二ノ二〇	三ノ六
鳥堀町一ノ三三	三ノ二
崎山町一ノ九	二ノ一三
鳥堀町二ノ二	四ノ一
当蔵町二ノ一二	二ノ六三
崎山町二ノ一二	赤田町一ノ四九
鳥堀町一ノ一九	本部町渡久地
喜屋武	幸宮
島袋	那覇
桑江	那覇
玉那	幸宮
宮城	幸宮
照山	幸宮
崎山	幸宮
城山	幸宮
城上	幸波
城間	幸波
城間	幸波
起山	幸波
政戶	幸波
手松	幸波
仁喜	幸庸
太郎	幸庸
康太郎	幸庸
幸良	幸庸
幸盛	幸庸
幸仁	幸庸
幸明	昭牛
幸良	昭牛
幸得	昭牛
幸規	昭牛
幸功	昭牛
幸和	昭牛
幸昌	昭牛
幸俊	昭牛
幸昭	昭牛
幸牛	昭牛
恩納村	元方
山川町	元方
東町	元方
久米大通り	元方
上ノ倉通り	元方
山川町	元方
當山正堅	元永
伊豆見元永	元永
山田親徳	元永
嘉宇川重利	元永
大城兼義	元永
古波藏正榮	元永
尚謙	次郎
仲宗根源和	次郎
屋富祖徳	次郎
尚謙	次郎
當山正堅	次郎
伊豆見元永	次郎
山田親徳	次郎
嘉宇川重利	次郎
大城兼義	次郎
古波藏正榮	次郎

同を代表し感謝申し上げ候定款及契約書の草案漸く決定
陳者焼酎専売に就ては種々御高配に預り御蔭を以て泡盛等組合員が散在致せるのとその間種々の経緯有之候為め意の如く進捗致さず運延仕候段悪しからず御諒察被下度候何卒御修正御補足被下度御願ひ申上候
先は御理傍々御依頼迄如斯に御座候

〔5〕 沖繩県酒類元
壳捌株式会社 定款

第一款
卷

第一条 本公司ハ沖縄県酒類業貿易株式会社ト称ス

第二条 本公司ハ政府ノ指定ヲ受ケ政府又ハ他ノ酒類業者
捌人ヨリ買受ケタル酒類ノ販売及ビ之ニ関聯スル事業
ヲ當ムヲ以テ目的トス

第三条 本公司ノ本店ハ沖縄県那覇市ニ置キ必要アル場所
合ハ株主總会ノ決議ニヨリ支店出張所又ハ販売店ヲ設
置スルコトヲ得。

第四条 本公司ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ満式拾ヶ
年トス。

第五条 本公司ノ公告ハ所轄登記所ノ公告スル新聞紙ニ
掲示スルモノトス。

但シ其ノ払込ハ三十日前各株主ニ通知スペシ
第九条 株金払込ヲ怠リタル株主ハ其ノ期日ノ翌日ヨリ
払込ミタル日迄デ金毫百円ニ付キ日歩四錢ノ割合ヲ以
テ遲延利息ヲ支払ヒ且遲延ノ為生シタル損害ヲ賠償ス
ヘシ

第十一条 株主ハ住所氏名及印鑑ヲ本会社ニ届ケ出デタル
モノヲ有効トス、住所氏名又ハ印鑑変更ノ場合ハ遅滞
ナク本会社ヘ届ケ出ツベシ

第十二条 本会社ノ株式ハ沖繩県ニ於ケル泡盛製造業者
以外ニ之ヲ譲渡スルコトヲ得ズ

株式ヲ他ノ泡盛製造業者ニ譲渡シ又ハ之ヲ質入スル場
合ハ予メ本会社重役会ノ承認ヲ受ケザレバ其ノ効ナシ
者ハ其ノ株券ヲ毀損シ新ニ株券ノ交付ヲ受ケントスル
者ハ其ノ株券ニ所定ノ請求書ヲ添ヘテ差出スヘン

第十三条 株券ヲ紛失又ハ滅失シ再交付ヲ受ケントスル
者ハ其ノ事由ヲ詳記シ、本会社所定ノ書式ニヨリ株主
ヨリ保証人二人以上連署ヲ以テ届出ツヘン。

此ノ場合ニ於テハ本会社ハ請求者ノ費用ヲ以テ其ノ旨
公告ヲ為シ三十日ヲ経テ一切ノ故障ナキモノト認メタ
ルトキ株券ノ再交付ヲ為スモノトス

第十四条 新ニ株券ノ交付ヲ請求スル者ハ新株券毫通ニ
付キ金三十錢名義書換ヲ請求スル者ハ株券毫通ニ付キ
金十錢手数料トシテ本会社ヘ支払フヘン。

第十五条 株式ノ名義書換ハ毎年四月一日ヨリ定期總会
終結ノ日マテ及ビ臨時株主総会招集通知ノ日ヨリ其ノ
終結ノ日迄之ヲ停止ス期間ヲ定メ株式名義ノ書換ヲ停
止スルコトアルヘシ

以外ニ之ヲ譲渡スルコトヲ得ズ
株式ヲ他ノ泡盛製造業者ニ譲渡シ又ハ之ヲ質入スル場
合ハ予メ本会社重役会ノ承認ヲ受ケザレバ其ノ効ナシ

第二章 資本及株式

昭和十一年十一月十四日

持啓益々御清勝之段奉賀候

江蘇省海道總會

石川
逢
寫

第六条 本公司ノ株主ハ沖縄県内ニ於ケル泡盛製造業者ニ限ル
第七条 本公司ノ資本金ハ三十五万円トシ記名式ニシテ
七千株三分チ壹株ノ金額ヲ金五拾円トス
第八条 株金第壹回ノ払込ハ壹株ニ付キ金二十五円トシ
第一回以後ハ必要ニ応ジ株主総会ノ決議ヲ以テ之ヲ定

琉球泡盛酒造組合長	島袋寛敏
〔3〕沖繩県酒造組合員	沖繩県酒造組合聯合會
那覇市通堂通二ノ二八	石川逢篤
自里市鳥堀町一ノ二九	玉那霸精一
那覇市垣花町二ノ五三	大城昌直
沖繩酒造組合	仲村清龜
那覇市久茂地町二ノ七七	津波古充
牧志町二ノ一	起家
垣花町一ノ二四	城幸
垣花町二ノ七	宮城
下泉町二ノ九五	亀春

前島町	二ノ一六五	高橋町	一ノ二三
若狭町	一ノ八	垣花町	二ノ四
山下町	一ノ三	上泉町	一ノ四八
松山町	一ノ四一	首里市	金城町二ノ三〇
二ノ二	二ノ八二	赤田町	二ノ三五
鳥堀町	二ノ一七	崎山町	一ノ三五
二ノ三	二ノ二八	崎山町	一ノ三一
三ノ五	一ノ三〇	崎山町	一ノ三五
四六	一ノ二一	一ノ二	二ノ一八
三五	一ノ三九	一ノ三〇	一ノ三〇
四三	一ノ三三	一ノ三七	一ノ二一
五〇	一ノ二六	一ノ二八	一ノ二八
二〇	一ノ二六	一ノ二七	二ノ一七
二ノ二	二ノ六	二ノ六	二ノ六
二ノ五	一ノ五	二ノ五	一ノ五
二ノ三	一ノ四	二ノ三	一ノ四
二ノ四	一ノ三	二ノ二	一ノ二
二ノ三	一ノ二	二ノ一	一ノ一

来通り県外ニ於テ販売セシメラレルヤウ考慮サレタ
キコト

五、泡盛ハ製造操作技術上硬質ノ外米ヲ使用シ居ルモノ
ナレバ(從來ノ経験ニヨレバシャム碎米最モ適切)
政府ハ専売実施後ノ泡盛原料米ヲ成ルベク安価ナ硬
質米ヲ使用セシメラレルヤウ考慮セラレタキコト

六、専売実施ニヨリ酒造税廃止ノ場合ハ、業者ニ適當ナル保証人又ハ保証物ヲ提供セシメ、専売実施前ノ酒
造税金ヲ十ヶ年々賦分納セシメラレタキコト

七、泡盛ノ元壳捌ヲ沖縄酒造組合聯合会ニ御指定相成り度シ
而シテ県内及ビ東京、大阪ソノ他国内ノ泡盛卸商ヲ

右聯合会ヲシテ指定セシムルノ特權ヲ附与サレタシ
(現行各酒造家ノ取引慣習ヲ維持スルトシテモ統制
上元壳捌ヲ聯合会ニ指定サルカ万事ニ利便アリ)

八、古来泡盛ハ價賤トシテ酒精度ヲ四十度以上四十五度迄製造シ来レルニ依リ從來通り製造度数ヲ採取セシ
メラレタキコト

組合員數調べ

沖縄酒造組合
宮古酒造組合
八重山酒造組合
計

七〇名
八名
一二名
九〇名

泡盛生産並県外移出状況

(年度ハ酒造年度ニヨル)

年度別
製造高 県外移出高 県内消費高
昭和六年度 三、四四石 六、四四石 六、二三石
〃 七年度 二、五五石 五、零五石 一、五五石
〃 八年度 二、五五石 一、五五石 一、五五石
〃 九年度 三、六六石 二、零八石 三、六六石
〃 一〇年度 三、三五石 二、七八石 二、七八石
〃 一一年度 三、六六石 二、零八石 二、零八石

一金拾万四千百參円也

備考

昭和七年七月以降至一年九月ニ至ル間
酒造共済会積立金状况

組合員(沖縄酒造組合)ノ製造高一石ニ
付金壹円ノ割ニヨル共済積立貯金ニシテ

本年十一月三十日付を以て当組合、前組合長木村義雄氏
より泡盛専売に際し仲買業者に關する陳情書提出致し私
等業者の業態と立場に付き陳情申し上げ候が其後政府に
於かせられては県下の製造者を一団とする会社をして販
売せしめ且つ又私等の從来の大取引地たる東京、大阪へ
は壳捌所を御指定相成る事に御内定の事と候間仕り候斯
る業態と相成候時は当然私等仲買業者は失業する事と存
じ候

沖縄県に於ける泡盛仲買業者は他県とその趣を異にし製
造元より買ひ取り、各自營業所に運搬し商品化する為め
渡過し容器に詰め出港税を納付し複雑なる手数を惜まず
他の庇護を受けたる事なく全く各自獨力に依り販路を開
拓せるものにて昨年組合員の總移出高三、六七五石余に上る
盛況を見今後益々躍進せんとする状況にて候、斯る時に
際し専売実施に会ひ業態全く一変せんか失業の悲運に遭
遇すると同時に多年の慣習上、貸取引にて此等の回収全
く不能に陥り、致命的打撃を蒙るに至る可く候間実情御
調査の上相当の補償金御下付相成る様此の段陳情候也

[11] 陳情書

昭和十一年十二月

泡盛専売に關する陳情書

沖縄県酒造組合連合会

今日政府が焼酎専賣御施行相成るについて沖縄特産の泡
盛には特例御設定相成り特に酒精度數四十度以上四十五
度御許容相成る趣伝承仕り、全沖縄酒造家並に県内外の
泡盛販売業者一同感激し、専賣制の下更に精進し、泡盛
の品質向上と販路拡張に相応む心組に候、而して元壳捌
は沖縄酒造家をもって組織する沖縄県酒類株式会社に御
指定被下度く、東京、大阪の如き大消費地には右の支店
を設置し、支店組織者は從来よりの泡盛卸し専問業に從
事せる別紙の者等へ御指定相成るやう御考慮被下度く候
而して沖縄元壳捌と分離し、東京、大阪に泡盛元壳捌を

目下勤業銀行那覇支店ニ預金セリ、原料 米購入資金其他組合事業資金トシテ運用 スルコトアリ	
種別	組合納稅保証状況
共済会積立金 ニヨル納稅保証	保証石数 一、七五石 英、〇三円 堯人
現金納稅保証	保証金額 四、三五 一七、〇〇 三
計	人員 二一 二二

備考 昭和十一年四月ヨリ全年九月ニ至ル間、
沖縄酒造組合ニ於ケル保証金額ナリ

組合財産 財産 調べ
金武壱、八六〇円也

内訳
土地 一、三〇円 建物 五、四〇円 泡盛貯蔵タンク
三、六〇円 備品其他の 二、〇〇円 積立金 二、九〇円

計

内訳

沖縄県酒造組合聯合会長 石川逢篤
全副会長 玉那覇精一
沖縄酒造組合長 佐久本政良
全評議員 德村政輝
全主事 花城清用
酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専賣相成り泡盛モ之ニ包含サルル
コトニ相成候トコロ焼酎専賣ノ実施ニヨリ酒造税廃止ト
ナリ専賣實施前ノ酒造税金ヲ現行法規ニヨル納期ニ徵収
サル、コトニ相成ル場合我々泡盛業者ハ營業上致命的打
撃ヲ受ケ業態ヲ順調ニ維持スルコトハ到底困難ナルコ
ト、推測致サレ候

備考 泡盛一石ニ付原料米約一石五斗五升ヲ要ス
但シ四十五度モノトス

同上ニ内タイ米配給数量
内地米台灣米使用数量
三五、九八三石
五六四石

泡盛製造高
内訳

沖縄県酒造組合聯合会長 石川逢篤
全副会長 玉那覇精一
沖縄酒造組合長 佐久本政良
全評議員 德村政輝
全主事 花城清用
酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専賣相成り泡盛モ之ニ包含サルル
コトニ相成候トコロ焼酎専賣ノ実施ニヨリ酒造税廃止ト
ナリ専賣實施前ノ酒造税金ヲ現行法規ニヨル納期ニ徵収
サル、コトニ相成ル場合我々泡盛業者ハ營業上致命的打
撃ヲ受ケ業態ヲ順調ニ維持スルコトハ到底困難ナルコ
ト、推測致サレ候

備考 泡盛原料米ニ關スル件(昨年ノ実績)

泡盛製造高
内訳

沖縄県酒造組合聯合会長 石川逢篤
全副会長 玉那覇精一
沖縄酒造組合長 佐久本政良
全評議員 德村政輝
全主事 花城清用
酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専賣相成り泡盛モ之ニ包含サルル
コトニ相成候トコロ焼酎専賣ノ実施ニヨリ酒造税廃止ト
ナリ専賣實施前ノ酒造税金ヲ現行法規ニヨル納期ニ徵収
サル、コトニ相成ル場合我々泡盛業者ハ營業上致命的打
撃ヲ受ケ業態ヲ順調ニ維持スルコトハ到底困難ナルコ
ト、推測致サレ候

備考 泡盛製造高
内訳

沖縄県酒造組合聯合会長 石川逢篤
全副会長 玉那覇精一
沖縄酒造組合長 佐久本政良
全評議員 德村政輝
全主事 花城清用
酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専賣相成り泡盛モ之ニ包含サルル
コトニ相成候トコロ焼酎専賣ノ実施ニヨリ酒造税廃止ト
ナリ専賣實施前ノ酒造税金ヲ現行法規ニヨル納期ニ徵収
サル、コトニ相成ル場合我々泡盛業者ハ營業上致命的打
撃ヲ受ケ業態ヲ順調ニ維持スルコトハ到底困難ナルコ
ト、推測致サレ候

備考 泡盛製造高
内訳

沖縄県酒造組合聯合会長 石川逢篤
全副会長 玉那覇精一
沖縄酒造組合長 佐久本政良
全評議員 德村政輝
全主事 花城清用
酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専賣相成り泡盛モ之ニ包含サルル
コトニ相成候トコロ焼酎専賣ノ実施ニヨリ酒造税廃止ト
ナリ専賣實施前ノ酒造税金ヲ現行法規ニヨル納期ニ徵収
サル、コトニ相成ル場合我々泡盛業者ハ營業上致命的打
撃ヲ受ケ業態ヲ順調ニ維持スルコトハ到底困難ナルコ
ト、推測致サレ候

備考 泡盛製造高
内訳

沖縄県酒造組合聯合会長 石川逢篤
全副会長 玉那覇精一
沖縄酒造組合長 佐久本政良
全評議員 德村政輝
全主事 花城清用
酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専賣相成り泡盛モ之ニ包含サルル
コトニ相成候トコロ焼酎専賣ノ実施ニヨリ酒造税廃止ト
ナリ専賣實施前ノ酒造税金ヲ現行法規ニヨル納期ニ徵収
サル、コトニ相成ル場合我々泡盛業者ハ營業上致命的打
撃ヲ受ケ業態ヲ順調ニ維持スルコトハ到底困難ナルコ
ト、推測致サレ候

備考 泡盛製造高
内訳

沖縄県酒造組合聯合会長 石川逢篤
全副会長 玉那覇精一
沖縄酒造組合長 佐久本政良
全評議員 德村政輝
全主事 花城清用
酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専賣相成り泡盛モ之ニ包含サルル
コトニ相成候トコロ焼酎専賣ノ実施ニヨリ酒造税廃止ト
ナリ専賣實施前ノ酒造税金ヲ現行法規ニヨル納期ニ徵収
サル、コトニ相成ル場合我々泡盛業者ハ營業上致命的打
撃ヲ受ケ業態ヲ順調ニ維持スルコトハ到底困難ナルコ
ト、推測致サレ候

備考 泡盛製造高
内訳

沖縄県酒造組合聯合会長 石川逢篤
全副会長 玉那覇精一
沖縄酒造組合長 佐久本政良
全評議員 德村政輝
全主事 花城清用
酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専賣相成り泡盛モ之ニ包含サルル
コトニ相成候トコロ焼酎専賣ノ実施ニヨリ酒造税廃止ト
ナリ専賣實施前ノ酒造税金ヲ現行法規ニヨル納期ニ徵収
サル、コトニ相成ル場合我々泡盛業者ハ營業上致命的打
撃ヲ受ケ業態ヲ順調ニ維持スルコトハ到底困難ナルコ
ト、推測致サレ候

備考 泡盛製造高
内訳

沖縄県酒造組合聯合会長 石川逢篤
全副会長 玉那覇精一
沖縄酒造組合長 佐久本政良
全評議員 德村政輝
全主事 花城清用
酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専賣相成り泡盛モ之ニ包含サルル
コトニ相成候トコロ焼酎専賣ノ実施ニヨリ酒造税廃止ト
ナリ専賣實施前ノ酒造税金ヲ現行法規ニヨル納期ニ徵収
サル、コトニ相成ル場合我々泡盛業者ハ營業上致命的打
撃ヲ受ケ業態ヲ順調ニ維持スルコトハ到底困難ナルコ
ト、推測致サレ候

備考 泡盛製造高
内訳

沖縄県酒造組合聯合会長 石川逢篤
全副会長 玉那覇精一
沖縄酒造組合長 佐久本政良
全評議員 德村政輝
全主事 花城清用
酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専賣相成り泡盛モ之ニ包含サルル
コトニ相成候トコロ焼酎専賣ノ実施ニヨリ酒造税廃止ト
ナリ専賣實施前ノ酒造税金ヲ現行法規ニヨル納期ニ徵収
サル、コトニ相成ル場合我々泡盛業者ハ營業上致命的打
撃ヲ受ケ業態ヲ順調ニ維持スルコトハ到底困難ナルコ
ト、推測致サレ候

備考 泡盛製造高
内訳

沖縄県酒造組合聯合会長 石川逢篤
全副会長 玉那覇精一
沖縄酒造組合長 佐久本政良
全評議員 德村政輝
全主事 花城清用
酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専賣相成り泡盛モ之ニ包含サルル
コトニ相成候トコロ焼酎専賣ノ実施ニヨリ酒造税廃止ト
ナリ専賣實施前ノ酒造税金ヲ現行法規ニヨル納期ニ徵収
サル、コトニ相成ル場合我々泡盛業者ハ營業上致命的打
撃ヲ受ケ業態ヲ順調ニ維持スルコトハ到底困難ナルコ
ト、推測致サレ候

備考 泡盛製造高
内訳

沖縄県酒造組合聯合会長 石川逢篤
全副会長 玉那覇精一
沖縄酒造組合長 佐久本政良
全評議員 德村政輝
全主事 花城清用
酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専賣相成り泡盛モ之ニ包含サルル
コトニ相成候トコロ焼酎専賣ノ実施ニヨリ酒造税廃止ト
ナリ専賣實施前ノ酒造税金ヲ現行法規ニヨル納期ニ徵収
サル、コトニ相成ル場合我々泡盛業者ハ營業上致命的打
撃ヲ受ケ業態ヲ順調ニ維持スルコトハ到底困難ナルコ
ト、推測致サレ候

備考 泡盛製造高
内訳

沖縄県酒造組合聯合会長 石川逢篤
全副会長 玉那覇精一
沖縄酒造組合長 佐久本政良
全評議員 德村政輝
全主事 花城清用
酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専賣相成り泡盛モ之ニ包含サルル
コトニ相成候トコロ焼酎専賣ノ実施ニヨリ酒造税廃止ト
ナリ専賣實施前ノ酒造税金ヲ現行法規ニヨル納期ニ徵収
サル、コトニ相成ル場合我々泡盛業者ハ營業上致命的打
撃ヲ受ケ業態ヲ順調ニ維持スルコトハ到底困難ナルコ
ト、推測致サレ候

備考 泡盛製造高
内訳

沖縄県酒造組合聯合会長 石川逢篤
全副会長 玉那覇精一
沖縄酒造組合長 佐久本政良
全評議員 德村政輝
全主事 花城清用
酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専賣相成り泡盛モ之ニ包含サルル
コトニ相成候トコロ焼酎専賣ノ実施ニヨリ酒造税廃止ト
ナリ専賣實施前ノ酒造税金ヲ現行法規ニヨル納期ニ徵収
サル、コトニ相成ル場合我々泡盛業者ハ營業上致命的打
撃ヲ受ケ業態ヲ順調ニ維持スルコトハ到底困難ナルコ
ト、推測致サレ候

備考 泡盛製造高
内訳

沖縄県酒造組合聯合会長 石川逢篤
全副会長 玉那覇精一
沖縄酒造組合長 佐久本政良
全評議員 德村政輝
全主事 花城清用
酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専賣相成り泡盛モ之ニ包含サルル
コトニ相成候トコロ焼酎専賣ノ実施ニヨリ酒造税廃止ト
ナリ専賣實施前ノ酒造税金ヲ現行法規ニヨル納期ニ徵収
サル、コトニ相成ル場合我々泡盛業者ハ營業上致命的打
撃ヲ受ケ業態ヲ順調ニ維持スルコトハ到底困難ナルコ
ト、推測致サレ候

備考 泡盛製造高
内訳

沖縄県酒造組合聯合会長 石川逢篤
全副会長 玉那覇精一
沖縄酒造組合長 佐久本政良
全評議員 德村政輝
全主事 花城清用
酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専賣相成り泡盛モ之ニ包含サルル
コトニ相成候トコロ焼酎専賣ノ実施ニヨリ酒造税廃止ト
ナリ専賣實施前ノ酒造税金ヲ現行法規ニヨル納期ニ徵収
サル、コトニ相成ル場合我々泡盛業者ハ營業上致命的打
撃ヲ受ケ業態ヲ順調ニ維持スルコトハ到底困難ナルコ
ト、推測致サレ候

備考 泡盛製造高
内訳

沖縄県酒造組合聯合会長 石川逢篤
全副会長 玉那覇精一
沖縄酒造組合長 佐久本政良
全評議員 德村政輝
全主事 花城清用
酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専賣相成り泡盛モ之ニ包含サルル
コトニ相成候トコロ焼酎専賣ノ実施ニヨリ酒造税廃止ト
ナリ専賣實施前ノ酒造税金ヲ現行法規ニヨル納期ニ徵収
サル、コトニ相成ル場合我々泡盛業者ハ營業上致命的打
撃ヲ受ケ業態ヲ順調ニ維持スルコトハ到底困難ナルコ
ト、推測致サレ候

備考 泡盛製造高
内訳

沖縄県酒造組合聯合会長 石川逢篤
全副会長 玉那覇精一
沖縄酒造組合長 佐久本政良
全評議員 德村政輝
全主事 花城清用
酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専賣相成り泡盛モ之ニ包含サルル
コトニ相成候トコロ焼酎

メラレタキ事ハ最初ヨリノ陳情重要事項ニテ泡盛専門業者ハ薄利ナル泡盛ノ商売ノミヲ以テ糊口シ居ルモノナレバ今回專売実施セラレ泡盛業界ノ一大変革ニ際シ雜酒業者ノ割込等ニ依リ専門業ノ領域ヲ冒サルゝ時ハ剩ヘ薄利ノ本業者ハ生活権ヲ脅カサルゝ虞アリ。

東京泡盛卸業者 取扱数

平敷安用	五、二一五個
川村楨二	二、〇二五
仲本宗厚	三、二六〇
宮城清一	一、九九五
伊豆見永一	六七一
玉那霸兼四	七八六
照屋林仁	五〇五
桑江夢麟四	四、四六〇

糖業関係

〔1〕黒糖白下消費税引下陳情書

大正十一年二月

黒糖白下消費税引下陳情書

沖縄県黒糖の近状

沖縄県は三百年来黒糖を以て唯一の物産とし黒糖以外何等の産業なしと云ふも過言にあらずして沖縄県勵業行政の主眼に有之黒糖業の消長は啻に沖縄県農業の盛衰興亡に関するのみならず實に県下の全経済を左右し沖縄六十年生民の生命とも相成る所のものなるを以て藩制以来今回に至る迄凡そ糖業問題の研究施設に就ては為さざる所なく試みざる所なき有様に御座候然るに元来沖縄県は他府県に比して民度低く黒糖製造の方法幼稚なるを以て從て黒糖は消費市場に對し低廉なる価格を以て供給し得べき原則の下にありしも歐乱偶々物価を激揚し其結果として沖縄黒糖生産費の如きも漸次高騰し一方黒糖価は元より一低一高ありしも今日に於ては他糖と共に漸次不況の歩調を辿りつゝありて亦一時の盛を夢想する能はざるの状態に在り県民の均しく不安を感じつゝある所に有之候が何分沖縄糖業は從來台灣糖業の如く確固たる保護政策の下に生長し來たれるものには無之且つ民度も低き事は急不安の場合沖縄は台灣の如く生産費引下を容易ならしむることは能はず遺憾此事に有之候元より此の点に関しては官民協力最善の方法講究罷在候も天然の恵与足らざる處到底人事を以て完成致し難く一同痛心罷在候

沖縄県黒糖生産の現状此の如きあるに據てゝ加へて尚ほ今日沖縄糖業に一個の暗影を投するものは昨今の糖価下落と砂糖消費税の關係に御座候現下沖縄に產する黒糖及び白下は百斤二円の課税に有之大阪相場十六円に対し其の税額は八分の一にして之を精糖の三分の一分蜜の四分

の一に比較する時は比率は低度のものなるが如きも黒糖の如きは其の生産者は台灣糖業の如き大資本大組織を有せず又た其の消費者と雖も中央都會地の上級生活者にあらずして多くは東北山間の住民の消費に供せらるゝものなるを以て市価に対する八分の一の率は決して低率のものにあらず生産者及び消費者に對しては過重なる圧迫たらざる可からず候黒糖百斤二円の税金は戦時的好況時代に於ては何過重の負担たゞりしも今日農村不況民心凋落の極に有り到底戦時的好況の再来望み難き今日に於ては此の凋萎せる山間生活者と全く事情の異れる沖縄県の黒糖生産者に對して市価八分の一の税額は過大に失するものと見ざるべからず其の理由は實に左の点に御座候

黒糖の消費地方及数量

第一黒糖消費者の側より研究せんに本糖は主として北海道及東北、北陸、滋賀、伊勢、九州の如き我国に於ける民度の最も低き地方の農民に使用せられ、あるものにして民度高き地方に消費されざるものなることは専門家の調査統計に徴して知るべく今左に大正九年に於ける黒糖消費量各府県別表を掲げん

黒糖消費量府県別比較一覽表(大正九年度調査)

高知県	愛媛県	徳島県	山口県	島根県	広島県	岡山県	鳥取県	福井県	滋賀県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	熊本県	鹿児島県
六十八万五千八百三十八斤	十四万四千斤	百二十万斤	十二万斤	二十四万八千斤	百四十四万斤	四十八万斤	二十一万六千斤	四十八万斤	八十万一千四百斤	一百四十一万九千八百十九斤	一万八百斤	七万二千斤	二十一万六千斤	四十八万斤	五百六十七万八千斤
三百五十万斤	同右	同右	同右	一千八百七十斤	一千八百七十斤	六十一万一千六百斤	六十一万一千六百斤	八十万一千四百斤	九十五万七千四百六十斤	五百六十七万八千斤	五百六十七万八千斤	五百六十七万八千斤	五百六十七万八千斤	五百六十七万八千斤	五百六十七万八千斤
（九年には消費全滅）				十一万斤	四十二万斤	四十二万斤	四十二万斤	八十万一千四百斤	九十五万七千四百六十斤	五百六十七万八千斤	五百六十七万八千斤	五百六十七万八千斤	五百六十七万八千斤	五百六十七万八千斤	五百六十七万八千斤
（黒糖の代りに焚黒を使用す）				五百七十六千斤											
（此外多量の焚黒を使用す）				二百九十二万六千斤											
則ち右によりて見れば黒糖の消費地として最大なるもの				一千四百四十万斤											
是民度最も低き北海道の千四百四十万斤、鹿児島県の千				六千五百三十一万三千二百六十八斤											